

第8回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日 時 2003年3月18日（火）10：30～11：15

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館6階 共用643会議室

3. 出席者 藤家委員長、木元委員、竹内委員、森嶋委員
 研究開発専門部会 原子力試験研究検討会
 岩田座長（東京大学 人工物工学研究センター 教授）
 内閣府
 榊原参事官（原子力担当）
 文部科学省
 量子放射線研究課 石井課長
 原子力安全課 倉田安全審査企画官

4. 議 題
 （1）株式会社日立製作所による日立エンジニアリング株式会社の原子炉の譲
 受けについて（答申）
 （2）平成13年度原子力試験研究終了課題の事後評価結果について
 （3）平成16年度原子力試験研究に関する基本方針及び課題募集について
 （案）
 （4）人事案件について（非公開）
 （5）その他

5. 配布資料
 資料1 - 1 株式会社日立製作所による日立エンジニアリング株式会社の原
 子炉の譲受けについて（答申）（案）
 資料1 - 2 日立教育訓練用原子炉（HTR）の概要
 資料2 平成13年度原子力試験研究終了課題の事後評価結果について
 資料3 平成16年度原子力試験研究に関する基本方針及び課題募集に
 ついて（案）
 資料4 第7回原子力委員会定例会議議事録（案）

6 . 審議事項

(1) 株式会社日立製作所による日立エンジニアリング株式会社の原子炉の譲受けについて (答申)

標記の件について、倉田安全審査企画官より資料 1 - 2 に基づき説明があり、平成 15 年 2 月 14 日付け 14 諸文科科第 4706 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 39 条第 3 項において準用する同法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号 (経理的基礎に係る部分に限る。) に規定する許可の基準の適用については妥当なものと認め、文部科学大臣あて答申することを決定した。

(2) 平成 13 年度原子力試験研究終了課題の事後評価結果について

標記の件について、岩田座長より資料 2 に基づき説明があり、以下のとおり発言があった。

(竹内委員) 放射線を照射したかどうかの検査方法や食品照射の実用化に関する研究成果がかなり出ている。食品照射については、実用化を進めるに当たり、行政の後押しが必要である。

評価が「C」になった研究は、今後どのように扱われるのか。

(石井課長) 今回は事後評価であり、研究としては終了している。現在は、事前の評価を強化しており、仮に事前評価において、成果があまり期待できないと判断されるものについては、研究をスタートさせないこととしている。

(岩田座長) 今回の評価で「C」となったものは、研究者の研究能力が低いという意味ではなく、原子力試験研究としての研究成果、あるいは、焦点のあて方が必ずしも適切でなかったため「C」評価になったものである。研究者自身の評価ではない。

(木元委員) 資料 2 の 15 頁に記載されている「照射食肉等の検知法に関する研究」について、食品を輸入する際の税関での検査において、食品照射の問題が生じ、照射された食品かどうか検査する方法について、いろいろと検討されているが、そう簡単ではない。このような研究を行うこと自体は良いことだと思うが、そもそもこの新しい検査方法を探そうとした背景には、世の中で食品照射の認知度が低いことと、食品照射に対し懸念を感

じている方がいることがある。これを解決するためには、検査方法の研究だけでなく、食品照射の安全性が明確にならなければ、検査方法だけが新しくなっても、社会的になかなか認められない。このような点までフォローしてもらいたいと思う。

(藤家委員長) 各省庁において、どのような研究を実施しようとしているのかについては、見積もりの審議の際にきちんと見ているが、その研究が、各省庁の中で、どのような位置付けになって、どのような成果として認められているのかについて見えてこない。国の予算として実施するならば、この点が明確でなければならない。予算審議の進め方について、各省庁が実施している予算について、自らが説明する方法が良いのか。それとも今までのように、すべての研究について、文部科学省が事務を代行する方法が良いのか。今後どのようにしたら良いと思われるか。

(岩田座長) 米国のNIH(米国衛生研究所)という組織では、科学的にどこまで正しいかについて徹底的に追求する研究と、行政にどのように反映させるのかについての研究が行われており、それぞれが目的を決め、別々に実施され、しかも相互に連携をとって、全体として適切な施策に反映させている。研究成果をいかすためには、このような体制を、日本でも作る必要があると思う。

(石井課長) 研究成果が、先々、行政にどのようにいかされるのかという観点からヒアリングするのも良いのではないか。

(藤家委員長) 食品安全に関することは人命にも関わることであり、簡単に話が済むとは思えないが、慎重さと同時に成果をどのようにいかすのかという視点も要求される。

(岩田座長) 専門部会においても、ニーズに基づく研究と、シーズに基づく研究との間をどのようにつなげるのかについて議論されてきたが、その間の抜けている部分について、既存の情報を活用しながら、その都度、いかに適切な答を出すのかという研究が必要ではないか。

(3) 平成16年度原子力試験研究に関する基本方針及び課題募集について (案)

標記の件について、石井課長より資料3に基づき説明があり、以下のとおり発言があった。

(木元委員) 先程、研究のニーズとシーズについての話があったが、どのよ

うに社会に還元されるのかという視点が要求されるので、その点が明確になったら良いと思う。

(竹内委員) 事前評価と中間評価をきちんとやっておかないといけない。

(森嶋委員) 募集する側で、これを優先的に実施したいということをあらかじめ示すことは必ずしも適切ではないが、予算が膨大にあるわけではないから、どうしても取捨選択して決めなければならない。原子力長期計画に基づき、原子力委員会として、どのような研究を求めているのかを示した方が良いと思う。これについては、課題募集の条件として入れるのではなく、専門部会で議論し、ガイドラインのようなものを作ると良いと思う。研究について、原子力委員会がどのように考えているのか、参考になるような鳥瞰図を作成すると、応募する側にとってもやりやすいと思う。

現在、原子力政策、それと絡む原子力研究が問われており、今までのように、今まで研究を実施してきたのだから続けて実施するというだけでは良くない。原子力委員会として、特に今度の原子力長期計画の改定などで、政策をきちんと示し、それと関連して、政策上、原子力委員会としてどういう研究を求めているのかを示していくことは、長期的に研究の方向性を示していくことになると思う。予算が潤沢でない社会ではこういったガイドラインのようなものが必要になってくると思う。

(木元委員) 大枠について記載されている資料3の「2. 基本方針」で十分であると思う。我々が想像している以上の別の視点から研究課題が出てくる可能性もある。こと細かく言う必要は無く、この基本方針に沿って応募されたものを取捨選択していくことが我々の役割であり、なぜ外されたのかという理由だけをきちんと示していけば良いと思う。

(竹内委員) クロスオーバー研究の今後のあり方についての課題もあり、専門部会において、今のような議論を行いたい。社会の変化に伴い、求められている指向性も変わったという話をしなければならない。研究者にはシーズを求めて研究したいという気持ちがある。この気持ちを消すようなことをしてはならないが、その研究が、原子力委員会が求めているゾーンにあっているのかどうかについて判断しなければならない。

(木元委員) ゾーンは広がったり、縮まったり、違う角度からのゾーンが出てくるかもしれない。その都度の対応が必要だと思う。ただし、基本的なものとしては、原子力長期計画があるということになると思う。

(藤家委員長) 例えば、遮へい材の研究に「C」の評価が付いている。かつて、原子力船の開発が行われていたときは、いかに軽くて、効率の良い遮へいができるかという研究を実施するために組織ができ、遮へいに重点が

おかれてきたが、原子力船がなくなったら、遮へいに対する要求もほとんどなくなってしまい、研究の方向を変え、オペレーショナル・セーフティに重点が移ってきた。森嶋委員の発言のような意味でのガイドラインは、簡潔なものが一番良いと思う。専門部会における今までの議論を整理するだけでも相当なものが出てくると思うので、参考にしたら良いと思う。

(4) 人事案件について(非公開)

人事案件を審議することから非公開とした上で、文部科学大臣より原子力委員会に、日本原子力研究所法第12条第3項に基づき意見を求められた件については、異存がない旨回答することとした。

(5) その他

- ・事務局より、先週、市民参加懇談会が開催され、ほぼ予定の200名程度の参加をいただいていること、資料がまとまった段階で改めて報告する旨発言があった。
- ・事務局作成の資料4の第7回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。